

情報提供

令和5年6月
株式会社 ハルク
許可番号：派16-010037

(1) 派遣労働者の数 . . . 5人 (令和5年3月31日現在)

(2) 派遣先の数 . . . 1事業所 (令和5年3月31日現在)

(3) マージン率 . . . 6.1% (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(4) 労働者派遣に関する料金の平均額 . . . 1日8時間あたり16,977円
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(5) 派遣労働者の賃金の平均額 . . . 1日8時間あたり15,939円
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(6) 法30条4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

■労使協定を締結している

協定の対象となる派遣労働者の範囲：職業分類（中分類）における、一般事務員、
会計事務員、事務用機器操作員

協定の有効期間の終期：令和6年3月31日

(7) キャリアアップに資する教育訓練に関する事項（教育訓練計画）

種類	対象者	方法	実施主体	実施期間	賃金支給	費用負担
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	派遣元	3時間	有	無
維持向上訓練	派遣中	OFF-JT	派遣元	8時間	有	無

(8) キャリアコンサルティング相談窓口

・相談窓口 . . . 総務部

・電話番号 . . . 076-493-1148

(9) その他：マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示す
ものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金ではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- ・派遣労働者の社会保険料
- ・派遣労働者の有給休暇費用
- ・募集費・教育費・福利厚生費
- ・その他経費